



# 長野県報

12月23日(月)  
令和元年  
(2019年)  
第67号

## 目 次

### 規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) ..... 1

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課) ..... 1

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) ..... 2

公共測量の実施(建設政策課) ..... 3

公共測量の終了(建設政策課) ..... 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) ..... 3

### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・

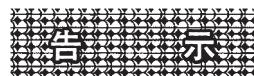
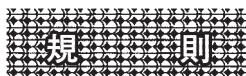
サービス産業振興室) ..... 4

土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農地整備課) ..... 9

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) ..... 9

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課) ..... 9

地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) ..... 10



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第35号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を  
次のように改正する。

第120条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第121条第1項中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

第122条第3項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に  
係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」  
に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税務課

### 長野県告示第369号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)  
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

中条総合市民センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県長野市中条字古屋、字番場地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

中条総合市民センター建設事業(以下「本件事業」という。)  
は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び博物  
館、第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び第32号に  
掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する  
事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると